

主な内容

- 2 面 国民健康保険臨時窓口開設/
アスベスト飛散防止対策
- 4・5面 「介護予防」でいつまでも元気は
つらつ
- 8 面 障害者福祉サービスの制度が変わ
ります

■発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(3652)1151(代表) FAX(3652)1109 ホームページ <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

快適な暮らしのために

地域力で
環境の時代をリード!



江戸川区リサイクル
キャラクター「くるん」

身近な清掃事業を目指します!

12年に都から区へ清掃事業（収集・運搬）が移管され、いよいよこの4月からは、清掃職員も完全に区の職員に切り替わり、名実ともに区の事業となります。今、清掃事業は埋立処分場の延命化のためにサーマルリサイクル(*)をどのように進めるか、民間活力の導入により効率的な事業をいかに進めるかなど、大きな転換期にあります。こうした課題をみなさんと共に考え、力を合わせて住み良い環境づくりを進めるため、さらに、区の特長を生かした清掃事業に取り組みます。

今回は、これからの清掃事業展開のために欠かせないごみ減量と、今後の取り組みの一端をご紹介します。

☎ 清掃・リサイクル課 ☎(5662)1689

(*)サーマルリサイクル=プラスチックなどの廃棄物を高い温度で焼却し、その熱エネルギーを回収すること。



■日々、みなさんとのふれあいを大切に収集活動に努めています!

ごみ減量に向けて

主な新しい取り組み

◎ペットボトル回収の拡大

現在、一部の地域で実施しているペットボトルの集積所回収を拡大し、ごみ減量と資源化に取り組みます。

◎プラスチックの分別回収 ほか

プラスチックの取り扱いについては、不燃ごみであったものを資源・可燃ごみに変更するという23区の方針が示されています。区での取り扱いについては決定次第お知らせします。

※詳しい内容は、5月発行の広報えどがわでお知らせします。

ごみ減量は一人ひとりの行動から

第1の **R**…Reduce (リデュース) = ごみを出さない



- ◎買い物にはマイバックを持ち歩き、レジ袋を断る。
- ◎使い捨てになるものは買わない。



第2の **R**…Reuse (リユース) = 繰り返し使う



- ◎シャンプーなどは詰め替え品を購入し、容器は繰り返し使う。
- ◎リサイクルショップ、フリーマーケットなどを利用する。



第3の **R**…Recycle (リサイクル) = 資源を再生利用する



- ◎新聞紙や雑誌などの資源は分別して、集団回収や資源回収に出す。
- ◎リサイクルの輪を広げるため、再生品を購入する。



資源の持ち去りを防ぐ!

4月から区内全域で、集積所からの「持ち去り防止対策」を講じた回収を行います。

- ①「持ち去り」されやすい新聞・雑誌・缶を最初に回収
- ②その後に段ボール・紙パック・びんを回収

※回収作業は8時から行います。集積所からの持ち去りを防ぐため、資源は回収日の朝に出してください。

※8時までの間は、回収車が集積所を巡回し、持ち去り予防のために資源が出されている場合は、あわせて回収します。

清掃事務所からのお知らせ

ごみは決められた方法で出しましょう

3月・4月は引っ越しシーズンですが、それに伴って一度に大量のごみが出される時期でもあります。こうした季節は特にごみの分別に注意し、決められた集積場所に正しい方法で出してください。

また、粗大ごみ（おおむね30cm角以上のもの/家具・電化製品・寝具・自転車・ストーブなど）を出す場合は、事前に「粗大ごみ受付センター」での申し込みが必要です。インターネットによる申し込みもできます。

◎粗大ごみ受付センター ☎(5296)7000 <http://sodai.tokyokankyo.or.jp/>

※大量のごみが出る場合は、事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。

ごみの収集曜日・収集時間の変更

4月から一部の地域で、収集を行う曜日・時間に変更になります。収集曜日を集積所看板などによりご確認の上、当日の朝8時までに集積所へ出してください。



☎ 葛西清掃事務所 ☎(3687)3896
小松川清掃事務所 ☎(3684)6060
小岩清掃事務所 ☎(3673)2551

えどがわボランティア基金助成団体募集

「共育」「協働」の地域づくりのために活動しているボランティア団体・NPO法人が新たな活動を生み出すために行う先駆的な取り組みに対して、資金面から支援します。

助成金額(限度額) 1件30万円
※審査会が特別に認めた場合は、50万円まで。
所定の申請書に記入し、4月10日(月)～21日(金)に窓口へ持参または郵送(必着)...

介護保険課からのお知らせ

◆介護保険被保険者証が更新されます
有効期限が18年3月31日と記載された保険証をお持ちの方には、3月中に有効期限の記載がない保険証を郵送します。
◆介護保険サービス利用状況が郵送でお知らせします
利用したサービスの内容及び費用をお知らせします。

春爛漫! 桜を楽しもう

2006 江戸川さくらまつり

3月25日(土)～4月16日(日)
区内全域の桜の名所
花と緑の写真・短歌・俳句コンクール
江戸川区商店街連合会
環境促進事業団みどりの推進課

お花見マップ (主な桜の名所)
Map showing various cherry blossom spots in the area like 小岩公園, 船堀公園, etc.



小松川千本桜 祭り2006

南北1.9kmにわたる1,000本もの桜の
新名所で楽しい一日を!
3月26日(日)10時～15時
小松川千本桜桜会場
小松川事務所地域サービス係



区役所区民課 各事務所 3月26日(日) 9時～15時 (区民課・葛西事務所は17時まで) 国民健康保険料のお支払いに 臨時窓口開設!

仕事の都合などで平日に手続きができない方のために、区役所・各事務所の保険年金係の窓口を3月26日(日)に臨時開設します。

日程 3月26日(日)
受付時間 9時～15時 (区民課・葛西事務所は17時まで)
場所 区役所区民課・各事務所
業務内容 保険料の納入・分納の相談 (国民健康保険の加入と脱退など)

国民健康保険制度

国民健康保険制度は、お互いに助け合うという相互扶助を目的とした制度です。この制度を継続していくための財源は、みなさんが納めている保険料が基本となります。

Table with 3 columns: 支払方法, 1か月, 6か月, 1年. Rows include 納付書で毎月, 納付書で前納, 口座振替で前納, 口座振替で毎月.

凡例 日時(日程) 時間帯 場所 内容 人員(対象) 費用 講師 持ち物 主催 共催 後援 協力 申し込み 問い合わせ HPホームページ

国民年金のお知らせ

4月から国民年金保険料が変わります
月額1万3860円になります。納付書は4月初めに社会保険庁から郵送されます。

アスベスト(石綿)の飛散防止対策を強化します

アスベスト使用建築物の解体などの工事は、区に届け出る必要があります。
建築物の解体工事等の近隣への事前周知等の要綱

アスベスト(石綿)健康被害救済制度

アスベストにより健康被害を受けた方およびそのご遺族で、労災補償などの対象とならない方に、救済給付の支給を行う制度が3月27日(月)から始まります。

登録制駐輪場の受け付け

4月以降、区内各駅の登録制駐輪場を利用するには、登録が必要です。
【登録有効期限および登録手数料】
利用する駅 船堀駅 京成小岩駅 藤崎西駅 葛西駅

塩沢江戸川荘 7月分申し込み
今回の受け付けは、7月1日(土)～31日(月)の宿泊分です。
受け付け時間・電話番号
塩沢江戸川荘 07099550120

江戸川区在住 弘山晴美さん 名古屋国際女子マラソン 優勝おめでとう!
子育てワンポイント トイレトレーニング
子ども家庭支援センター(勤労福祉会館内)

区の無料相談窓口 4月29日(土)は祝日のため、相談をお休みします。
区役所統計係 ☎(5666)26169

江戸川区事業系古紙リサイクル制度 紙類のごみ処理にお困りの商店・事務所・会社などの方、どうぞご利用ください。
リサイクル推進係 ☎(5662)1689

12年度に始まった介護保険制度は、18年度から新しい制度になります。

今回の見直しの特徴は、「介護予防」の強化です。できるかぎり要介護状態にならないように、また、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにすることによって、介護保険制度本来の「自立支援の実現」を目標としています。

☎ 介護保険課給付係 ☎(5662)0309

特集 4月から介護保険制度改正

「介護予防」でいつまでも元氣はつらつ



みんなで楽しく一緒に、ふれあい体操（熟年ふれあいセンター）

状態に応じたサービスが利用できます

◆予防重視型介護保険制度に変わります

- 介護は必要ないが虚弱な方
- 要介護認定の非該当者

要介護認定の対象者にはならないが、生活機能が低下している虚弱な熟年者や、将来的にその危険性が高い方などが対象
▷生活機能を維持し、介護が必要な状態にならないための予防的サービスが必要

地域支援事業
介護予防事業を利用できます

熟年者ふれあいセンター事業や、熟年いきいきトレーニング・シルバー健康教室で、介護予防を行っています

要支援1・2

要介護状態が比較的軽く、介護予防サービスによって生活機能が改善する可能性の高い方などが対象
▷要介護状態が重くならないように、生活機能の改善を目的とした支援が必要

予防給付
介護予防サービスを利用できます

生活機能を改善するためのサービスです。新たに運動機能や口腔機能の向上、栄養改善のサービスが追加されました

※地域支援事業（介護予防事業）・予防給付（介護予防サービス）については、地域包括支援センターにご相談ください。

要介護1～5

介護サービスの利用によって、生活機能を維持・改善することが適切な方などが対象
▷できるかぎり自立した生活が送れるように、日常生活において様々な介助が必要

介護給付
従来と同様の介護サービスを利用できます

居宅サービス（ヘルパー派遣ほか）や特別養護老人ホームでの施設サービスなどを提供しています

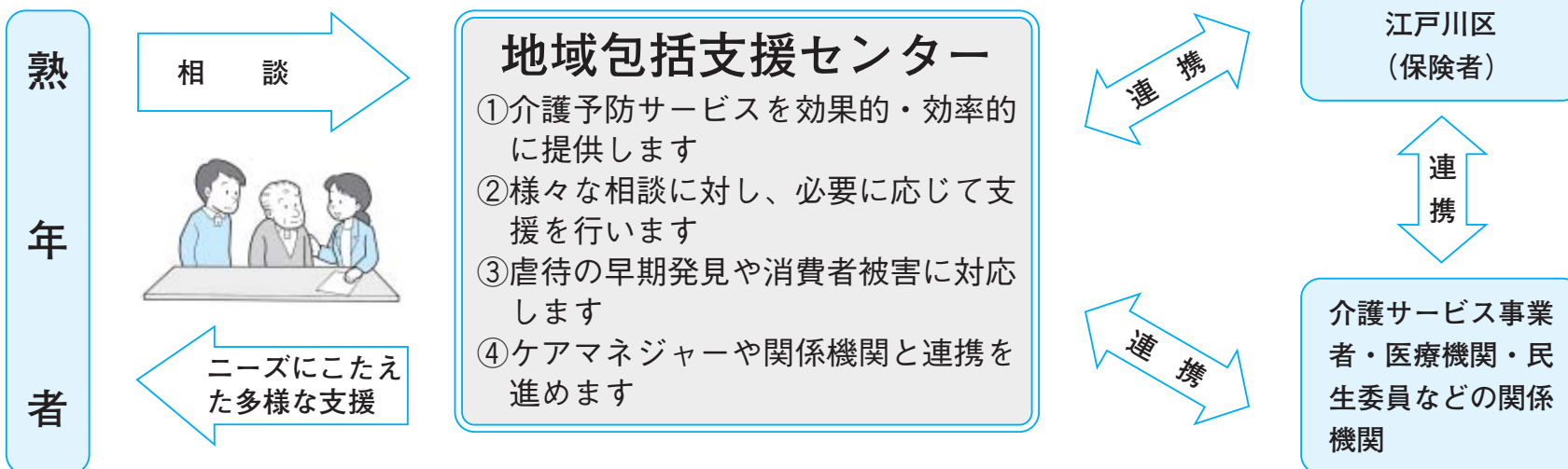
◆地域密着型サービスが追加されます

住み慣れた地域で食事や入浴などのサービスが受けられるように、きめ細かく対応します。

- 小規模多機能型居宅介護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ※このサービスは、要支援・要介護の方が対象です。

地域包括支援センターが相談窓口です

新設される地域包括支援センターが中核となって、熟年者の暮らしを地域ぐるみで支えます



区内の地域包括支援センター

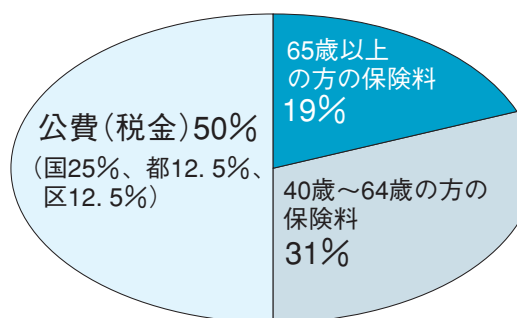
4月1日(土)から開設



名称	所在地	電話
①ウエル江戸川	平井7～13～32	☎(3618)0324
②アゼリー江戸川	本一色2～13～25	☎(5607)7600
③江戸川区医師会	中央4～24～14	☎(5607)5591
④清心苑	西一之江4～9～24	☎(3655)6117
⑤小岩ホーム	南小岩5～11～10	☎(5694)0101
⑥泰山	東小岩6～8～16	☎(5889)1165
⑦江戸川光照苑	北小岩5～7～2	☎(5612)7193
⑧きく	鹿骨3～16～6	☎(3677)3141
⑨瑞江ホーム	瑞江1～3～12	☎(3679)4102
⑩江東園	江戸川1～46	☎(3677)4631
⑪暖心苑	北葛西4～3～16	☎(3877)0181
⑫なぎさ和楽苑	西葛西8～1～1	☎(3675)1201
⑬みどりの郷福楽園	臨海町1～4～4	☎(5659)5353

介護保険料が変わります

18～20年度（3年間）の介護サービス費用見込額は、約680億円になります（江戸川区第3期介護保険事業計画より）。この費用を右図の割合を基に、負担していくことになります。



◆18年度から65歳以上の方の保険料基準額と所得段階が変わります

高齢化が進む中で介護サービス費用が増えていくことから、保険料の基準額を改定します。また、低所得者へ配慮し、所得段階を6段階から7段階に変更します。

なお、新しい保険料は、住民税の課税状況などを基に算定し、6月中旬にお知らせします。

現所得段階	保険料(年額) [現行]	新所得段階	保険料(年額) [新(18年度～)]	対 象 者
第1	17,520円	第1	22,200円	生活保護を受けている方および世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者
第2	26,280円	第2	26,640円	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
		第3	33,300円	世帯全員が住民税非課税で、新第2段階以外の方
第3	38,640円 (基準額)	第4	44,400円 (基準額)	本人が住民税非課税の方
第4	50,232円	第5	55,500円	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方
第5	59,892円	第6	66,600円	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の方
第6	67,620円	第7	77,700円	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の方

※税制改正に伴い、非課税から課税に変更になった方などに、保険料の緩和措置を実施します。なお関連する条例は、議会に提案中です。

介護予防のために、運動とバランスの良い食事！ 毎日、ウォーキングや軽い運動をしましょう。主食(ごはん・麺・パン)とたんぱく質(肉・魚・大豆食品・乳製品など)をしっかり摂りましょう。



講座・教室

水と緑の区民カレッジ講座

①さくら観察会... ②めざそう収穫祭~実のなる木を育てる...

菊作り講習会

3月26日(日)サンサ... 菊作り講習会

大正琴初心者講習会

4月25日(火)13時~15時... 大正琴を弾いてみよう

小・中学生のためのふれあいポート教室

4月1日(日)10時~15時... 小・中学生20人

催しもの小松川千本桜撮影会

4月2日(日)10時~15時... 小松川千本桜撮影会

船で行く! 新中川生き物調査

船に乗って、新中川の水上景観を... 新中川生き物調査

こども教室「キンダーコール」

4月15日~19日... キンダーコール

イベントカレンダー

Table with columns: 催し, 日時, 会場, 費用, 問い合わせ

内容・定員・持ち物・申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

Table with columns: 催し, 日時, 会場, 費用, 問い合わせ

グリーンパレス「キンダーコール」担当... 3月22日(水)~28日(火)

わくわくドキドキノフェスティバル

3月22日(水)10時~15時... わくわくドキドキノフェスティバル

図書館へ行く!

- 中央図書館... おとなのための朗読会... 松江図書館... 葛西図書館...

総合文化センターチケット情報

第85回江戸川落語会... 4月17日(月)18時30分開演

江戸川農産物直売会

小松菜をはじめ区内産新鮮野菜... 4月23日(水)9時~12時

ウオーキング大会

4月2日(日)9時集合... ウオーキング大会

Jクラブ 園区教育委員会... 3月28日(火)までに郵送

りんどうの会「学習集会」

認知症を抱える家族の学習と交流会... 4月9日(日)13時30分~15時30分

お知らせ

科学教育センター区民指導員募集

6月~19年2月の土曜8時30分~13時... 科学教育センター

グリーンパレスユースバンド(吹奏楽)メンバー募集

4月16日~19年3月11日の毎週日曜10時~12時... グリーンパレス

都市防災不燃化事業が18年度で終了

区では、不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを... 18年度で終了

Table with columns: 催し, 日時, 会場, 費用, 問い合わせ

となりです。区域内で建て替え・新築などの予定がある方は、早めにご相談ください。

国道357号通行止めのお知らせ

放射34号線橋梁架設工事のため通行止めを行います... 4月15日(土)~17日(月)

原動機付自転車などの名義変更の手続きはお済みですか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます... 4月1日現在

総合文化センターレストラン休業のお知らせ

3階レストランは、リニューアルオープンに伴う準備のため、お休みします... 4月4日(火)以降

スポーツセンターの教室

- 親子ふれあい体操教室... 小中学生ピクニック... 初心者女性剣道教室... フィギュアスケート教室...

休日急病当番医

3月26日... 診療時間: 9時~17時 (急病のみ受け付け)

3月21日

小- 麻生小児科... 小- 鈴木病院... 小- 吉岡内科...

一般および若年者向け職業訓練(デュアルシステム)実施中!

一般求職者を対象に教育訓練機関での座学型訓練... 4月7日(金)締め切り

高齢者就業相談所廃止のお知らせ

東京都江東高齢者就業相談所(江東区東陽6~2~17)は、3月24日(金)をもって廃止されます...

総合文化センターレストラン休業のお知らせ

3階レストランは、リニューアルオープンに伴う準備のため、お休みします... 4月4日(火)以降

スポーツ教室に参加しよう

総合体育館の教室 (申込先:会場) 府133-0043 松本1-35-1 ☎(3653)7441

Table with columns: 教室名, 曜日, 時, 周, 期

①~⑧の教室は、新設のトレーニングスタジオで行います... ①~⑥高校生相当以上の方各40人

休日応急当番接(整)骨院

3月21日 3月26日... 3月21日 3月26日

休日歯科応急診療

3月21日・26日... 診療時間: 9時~17時

リサイクルバンク

電化製品・家具・子ども用品など、登録された物品の一覧表は各事務所にも置いてあります。

ストランをぜひご利用ください。4月1日(土)~3日(月)

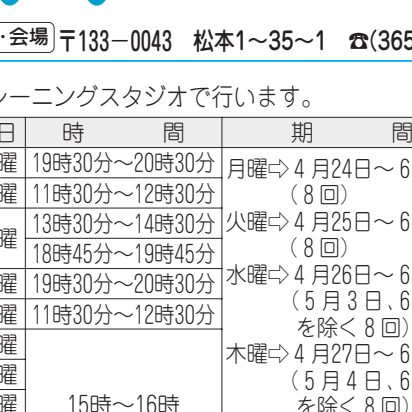
篠崎ポニーランド休園のお知らせ

河川敷工事のため休園します。4月22日(水)~6月15日(木)

防犯メールニュース登録受け付け中!

防犯情報を携帯電話に配信します。ぜひ登録し、ご利用ください。

地域の防火防災功労賞「なぎさ防災会」が最優秀賞を受賞!



2月28日、多田区長に受賞の報告をする「なぎさ防災会」

なぎさ防災会の日頃の防災対策が評価され、東京消防庁主催「第2回地域の防火防災功労賞」の防災部門で最優秀賞を受賞しました。

3月24日(金)は世界結核デー

昨年、区では新たに188の方が結核と診断されました... 結核を予防するために、①2週間以上咳や痰...

凡例 日時(日程) 時間 場所 内容 人定員(対象) 費用 講師 出演 持ち物 主催 共催 後援 協力 申し込み 問い合わせ HPホームページ

印のあるものは直接会場へ 印のあるものは要申し込み 印のないものは無料 印のあるものは主に子ども・親子が対象、または内容が子育てに関するもの



4月から「障害者自立支援法」が施行 障害者福祉サービスの制度が変わります

障害のある方が可能な限り地域で自立して生活できる社会を目指し、障害者福祉サービスは障害者自立支援法に基づく制度が変わります。今回は、新しい制度の概要をお知らせします。 ☎ 障害者福祉課調整係 ☎(5662)0044

制度改正の5つの柱

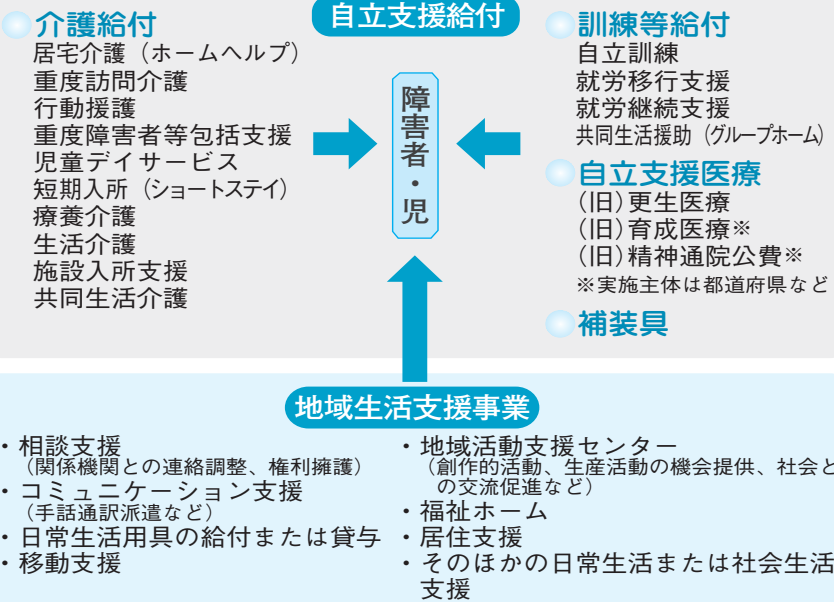
1 障害者施策の一元化

これまで障害の種別（身体・知的・精神）ごとに分かれていたサービスを一元化します。

2 サービス体系の再編

10月から障害者福祉サービスが、一人ひとりの障害の程度・状態に応じて個別に支給される自立支援給付と、地域や利用者の実情などに応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に分かれます。

新たなサービス体系

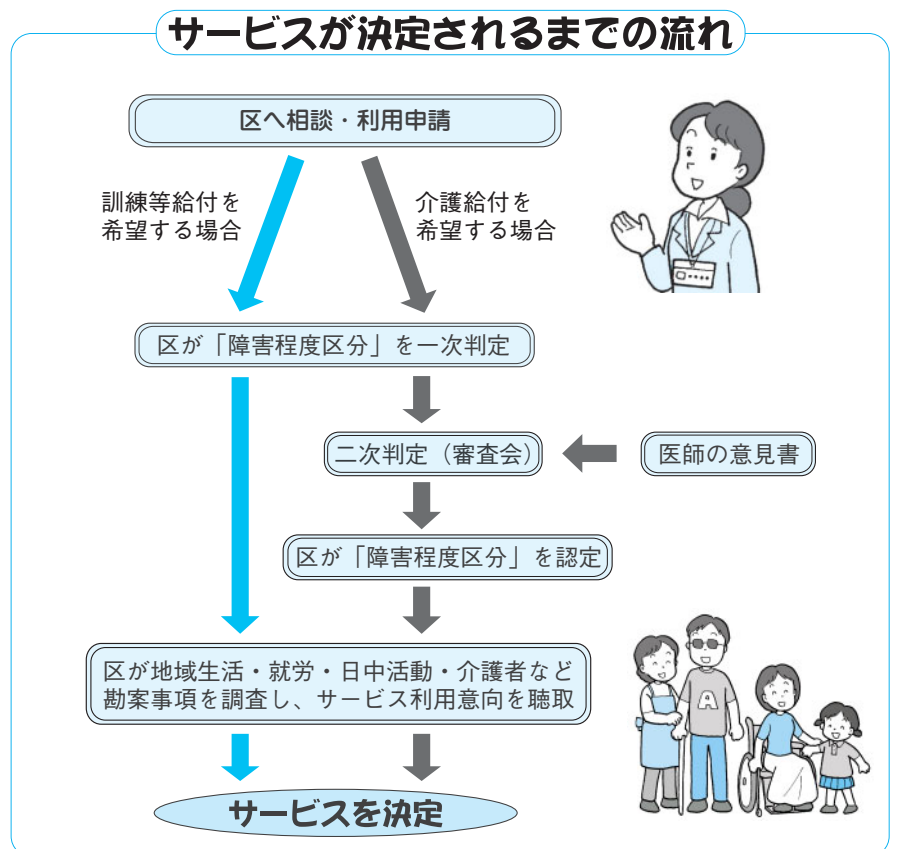


3 障害者の就労支援の強化

障害者の自立を目的として、施設体系などを見直し、障害者の就労支援を強化します。

4 サービス支給決定までの流れの明確化

審査会により認定される障害程度区分に基づき、区がサービスの内容と支給量を決定します。



5 制度の継続的安定化

利用者の負担とともに国や都・区も責任をもって費用負担し、制度の安定を目指します。

利用者負担が変わります

これまでの所得に応じた負担から、サービスの利用量に応じた原則1割の定率負担になります。なお、食費・光熱水費については原則実費負担になります。ただし、下欄のとおり軽減措置があります。

負担軽減のため、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設けられます。なお、同じ世帯で複数の方が福祉サービスを利用している場合や介護保険サービスを併用しているときには、月額上限額は変わりません。



区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で、「低所得1」以外の方	24,600円
一般	住民税課税世帯	37,200円

さらに、収入や資産が一定額以下の方には次の減免制度があります。

- ① 個別減免
- ② 社会福祉法人等軽減制度
- ③ 食費など実費負担の軽減措置
- ④ 生活保護への移行防止策

※このほか、ホームヘルプサービス利用者には、別途減免措置があります。

自立支援医療について

これまで障害者の公費負担医療は、更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの制度に分かれていました。今回の制度改正では、これらを一本化した自立支援医療制度が変わります。利用者負担は原則1割ですが、所得や病名により月額負担上限額が変わります。詳しくはお問い合わせください。

相談・申請・問い合わせ先

身体障害のある方 ⇨ 身体障害者相談係 ☎(5662) 0052
 知的障害のある方 ⇨ 愛の手帳相談係 ☎(5662) 0053
 精神障害のある方 ⇨ 精神保健係 ☎(5661) 2465
 育成医療について ⇨ 健康サービス係 ☎(5661) 2466